

令和7年度

商工振興支援施策 ガイドブック



茂原市マスコットキャラクター モバリん

茂原市経済環境部商工観光課

目

次

1. 茂原市中小企業融資制度	1
2. 茂原市中小企業融資利子補給事業	5
3. 茂原市中小企業振興資金利子補給事業	5
4. 茂原市中小事業者サポート事業	6
5. 茂原市創業支援事業	7
6. 先端設備等導入計画の認定	10
7. 茂原市商店街共同施設整備事業等補助金	12
(1) 共同施設整備事業	12
(2) 共同施設維持管理事業	12
(3) コミュニティー推進事業	13
(4) にぎわい店舗創出事業	13
8. 茂原市商工業振興共同事業補助金	14
(1) 教育情報事業	14
(2) 共同販売促進事業	14
9. 茂原市企業立地奨励金	15
10. 茂原市雇用促進奨励金	15
11. その他相談に関するお問い合わせ	16

市内中小企業の振興と経営の安定化を図るため、金融機関の協力により、千葉県信用保証協会の信用保証に基づいて、事業資金を融資するものです。

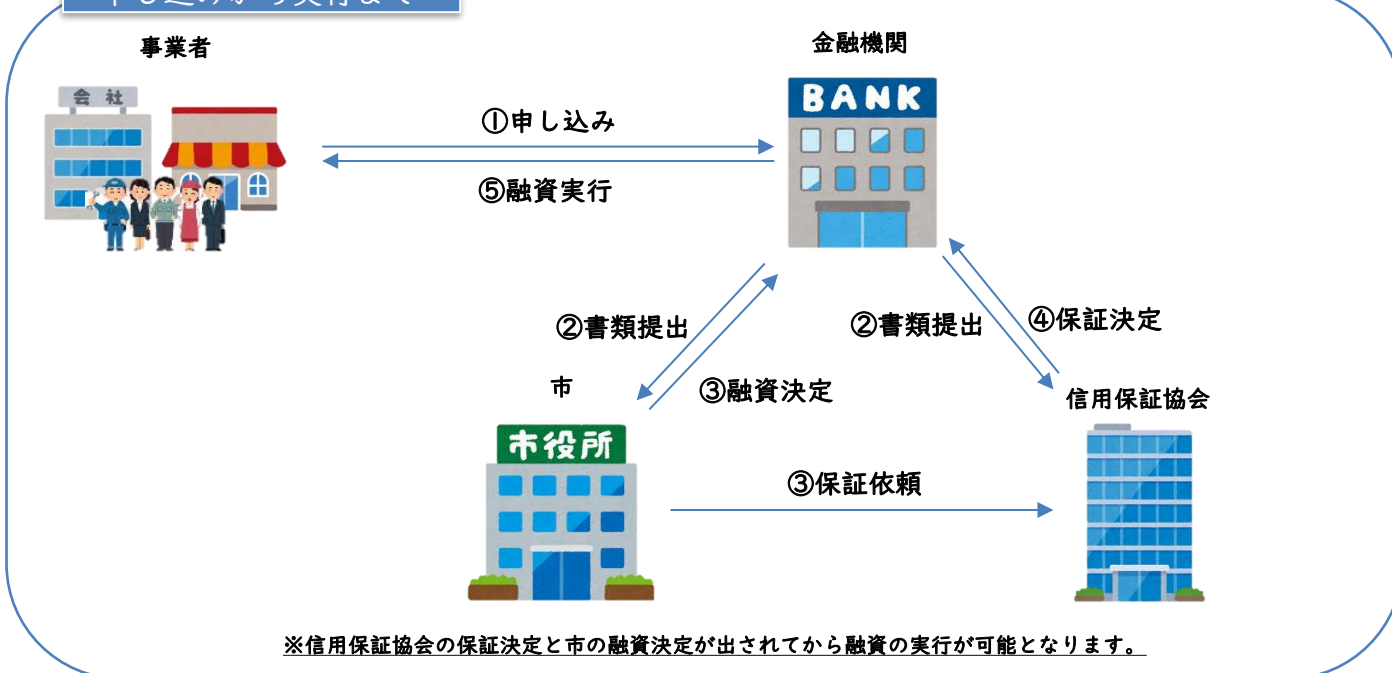
利用できる中小企業者の範囲〔抜粋〕

（中小企業信用保険法に基づき、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人）

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
医業（法人に限る）	-	300人以下

※その他、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条をご覧ください。

申し込みから実行まで



◎ 取扱金融機関：千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、房総信用組合のうち、茂原市内に所在する本支店

制度資金一覧

資金名	資金の目的	融資限度額	融資期間
運 転 資 金 (借換可能)	原材料、商品の購入等に要する資金	2,000万円	5年以内
設 備 資 金	店舗等の新築、増改築及び各種機械設備の購入に要する資金	3,500万円 (所要資金の80%以内)	10年以内
福 利 厚 生 資 金	従業員の福利厚生のために供する施設の新築、増改築及び各種機械設備の購入に要する資金	2,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内
小口零細企業 事業資金 (責任共有制度対象外)	小規模企業者が事業の経営上必要とする資金	1,250万円 (設備資金については 所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金10年以内
事 業 転 換 資 金	経済環境の変化に対応して、事業の転換を行うために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,500万円 (設備資金については 所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金10年以内
工 場 移 転 資 金	居住環境の保全のため、工場の全部を移転するために要する資金	設備資金 5,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内
独 立 開 業 資 金	新たに独立して事業を開始するために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円 (設備資金については 所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金7年以内
創 業 支 援 資 金	事業を開始するために要するまたは事業の経営上必要とする資金	1,000万円 (設備資金については 所要資金の80%以内)	運転資金5年以内 設備資金7年以内

◎ 融資の対象とならない資金使途

- ◆ 市外に所在する店舗、工場、事務所または営業所に要する資金
- ◆ 借換資金（運転資金を除く）
- ◆ 生活資金
- ◆ 投資資金（法人設立または増資のための出資を含む）
- ◆ 土地の取得費（工場移転資金を除く）
- ◆ 転貸資金（系列や取引先の債務を肩代わりするための資金） 等

◎ 設備資金の車両購入について

- ◆ 対象となる車両：①工事用車両
②商用車（ナンバーが「1（普通貨物）」「2（11人以上普通乗用車）」「4（小型貨物）」に限る）
③タクシー等（緑ナンバー） ④客観的に見て事業用であるとわかるもの
- ◆ 対象とならない車両：①用途に定めのない車両（車種問わず） ②自家用と共用する車両 ③高級車・外国車 等

融資対象者	保証人・担保	返済
【共通要件】 ① 市内で同一事業を1年以上営んでいるもの又は市内に1年以上居住し、かつ、県内で同一事業を1年以上営み、新たに市内で事業を開始するもの ・独立開業資金については、市内に1年以上居住する25歳以上の者 ・創業支援資金については、当該資金の貸付けを申し込む日において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている個人又は市内を本店所在地とした法人登記が行われている法人 ② 市町村税を滞納していないもの ③ 市内の店舗、工場、事務所又は営業所に要する事業資金であること ④ 千葉県信用保証協会の信用保証の対象となる業種であること ＜主な対象外業種＞ 遊興娯楽業、風俗営業飲食業、金融業、土地売買業、労働者供給事業、農林漁業 等 [以下の資金については、①～④の共通要件に、次の要件が加わります]	信用保証協会の取り扱いに準じる	＜償還方法＞ 元金均等月賦返済 ※ただし、運転資金については6か月以内に限り、一括返済もできます。 ＜据置期間＞ ○運転資金 6か月 ○設備資金 12か月
【付加要件】 ⑤ 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者であること ⑥ 本件融資を含めた茂原市中小企業融資残高が1,250万円以下であること		
【付加要件】 ⑤ 従来の事業が不況業種として6か月以上指定され、今後も相当期間継続して指定されると思われるもの ⑥ 転換する事業が不況業種に指定されていないもので、かつ、保証協会の保証の対象となる業種であること		
【付加要件】 ⑤ 市内の住工混在地域から、市内の工場誘導地区へ工場の全部を移転しようとする者		
【付加要件】 ⑤ 同一企業に3年以上勤務している者で、独立して現に従事している事業と同一の業種に属する事業を市内で開始しようとするもの、又は法律に基づく資格により、事業を市内で開始しようとする者 例) 理容師、美容師、公認会計士、医師 等		
【付加要件】 ＜ 創業者 ＞ ⑤ 事業を営んでいない個人であること ⑥ 1か月以内(※)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者、又は2か月以内(※)に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 (※)特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内 ＜ 創業後5年未満の中小企業者 ＞ ⑤ 事業を開始した日、又は会社を設立した日前に事業を営んでいないこと	＜連帯保証人＞ 信用保証協会の取り扱いに準じる ＜担保＞ 不要	

融資利率（年）

融資期間	運転資金	設備資金
1年以内	2.1%	2.1%
1年超3年以内	2.2%	2.2%
3年超5年以内	2.4%	2.4%
5年超	-	2.6%

茂原市中小企業融資制度提出書類一覧

※金融機関を通じての提出となりますので、一度、取扱金融機関にご相談ください。
(下記以外に、金融機関に提出する書類がありますので、ご注意ください。)

	No	個人	法人	項目	原本 写	備考
共通	1	●	●	茂原市中小企業融資申込書	原本	位置図は裏面に記入または貼付すること ※HPに様式あり
	2	●	●	委任状	原本	※HPに様式あり
	3	●	●	同意書	原本	※HPに様式あり
	4	●	●	納税証明書または滞納無証明書 (申込者及び連帯保証人)	原本	市町村税の全税目。発行日から3か月以内のもの。直近2期分
	5	●		確定申告書	写	直近1期分
	6		●	商業登記簿謄本	写	発行日から3か月以内のもの
	7	△		住民票	写	発行日から3か月以内のもの ①連帯保証人を付ける場合、連帯保証人分のもの ②県内で同一事業を営み、新たに市内で事業を開始する場合
借 換 え	8	●	●	借換申請書及び確認書	原本	※HPに様式あり
設 備	9	●	●	見積書	写	
	10	△	△	設計書	写	建物の場合
	11	△	△	建築確認済証	写	10㎡以上の建物を新築・増改築（増改築は床面積が増加） または住宅以外で改築した場合
独 立	12	●		勤続証明書	写	
	13	●		資格を有することを証する書類	写	
創 業	14	●		創業・再挑戦計画書	写	信用保証協会に提出したものの写し
	15	●		開業届	写	
	16	●	●	宣誓書	写	
	17	△		特定創業支援等事業による支援を 受けたことの証明書	写	提出があった場合、事業開始6か月前から申込可能

【借換えについて】

借換え可能な資金は、以前に借入れた市制度
融資の運転資金のみです。

●…提出必須書類

△…場合により提出が必要な書類

2 茂原市中小企業融資利子補給事業

茂原市中小企業融資利用者の金利を、市が一部負担することで、融資を受けた方の負担を軽減し、安定した経営、事業の拡大を支援します。

支援内容

支払利子の一部を、利子補給します

対 象

茂原市中小企業融資制度を利用されている方

利子補給率（年）

融資期間	運転資金	実質負担利率	設備資金	実質負担利率
1年以内	1.260%	0.840%	1.575%	0.525%
1年超3年以内	1.320%	0.880%	1.650%	0.550%
3年超5年以内	1.440%	0.960%	1.800%	0.600%
5年超	-	-	1.950%	0.650%

ご注意ください

次のいずれかに該当する場合、利子補給を停止します。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 虚偽その他の不正な手段により、資金の貸付を受けた場合 | (4) 市町村税等に滞納のある場合 |
| (2) 貸付金の償還を怠った場合 | (5) その他交付が不適当と認められる場合 |
| (3) 事業を廃止又は休止した場合（市外移転を含む） | |

3 茂原市中小企業振興資金利子補給事業

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資)を受けた、小規模事業者の方の金利を、市が一部負担することで、融資を受けた方の負担を軽減し、安定した経営を支援します。

支援内容

融資利率の1/2(上限2%)を、5年間利子補給します

対 象

日本政策金融公庫のマル経融資を受けている方

ご注意ください

次のいずれかに該当する場合、利子補給を停止します。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 虚偽その他の不正な手段により、資金の貸付を受けた場合 | (4) 市町村税等に滞納のある場合 |
| (2) 貸付金の償還を怠った場合 | (5) その他交付が不適当と認められる場合 |
| (3) 事業を廃止又は休止した場合（市外移転を含む） | |

4 茂原市中小事業者サポート事業

中小事業者が抱える課題に対応し、経営を向上させ、事業活動を活性化させる取り組みについて、経費の一部を予算の範囲内で助成します。

※必ず補助事業の実施前に申請書を提出してください。

支援内容

事業・内容	対 象	支 援
ウェブページ作成・改修 ウェブサイトの新規作成又は既存ウェブサイトの改修をし、事業内容、製品等を広くPRする事業	・ 外部委託料	補助率1/2以内 (上限 10万円)※
カタログ・パンフレット作成 カタログ、パンフレット（ただし、広告宣伝のためのチラシ等は除く。）を作成し、自社の事業内容、製品等をPRする事業	・ 印刷費 ・ 外部委託料	補助率1/2以内 (上限 5万円)※
展示会出展 自治体等特定の企業の営利を目的としない団体が主催、共催又は後援する、展示会への出展により、販路拡大等を図る事業	・ 出展料 ・ ブース借上料	補助率1/2以内 (上限 30万円)
インターンシップ受入 インターンシップ制度の導入により、企業と就職希望者の交流を深め、就職率・定着率のアップを図る事業	・ インターン受入に要する費用(5日を限度)	インターン1名につき 1日当たり 5千円
研修受講 研修を受講し、資格取得や能力向上の機会の拡大を図るための事業	・ 受講料 ・ テキスト代	補助率1/2以内 (上限 10万円)
インバウンド推進 インバウンドの推進を図るため、施設の案内表示、利用案内、メニュー、チラシ、ウェブサイト等の多言語化、キャッシュレス決済端末の導入及びインターネットへのアクセスポイント整備を行う事業	・ 製作費 ・ 工事費 ・ 翻訳費 ・ 委託料 等	補助率1/2以内 (上限 15万円)
空き店舗活用 市が指定する区域に所在する空き店舗を活用し、事業を行うために必要な店舗の改装等を行う事業	・ 設備工事費（内外装、給排水、空調 等）	補助率1/2以内 (上限 20万円)※
コワーキングスペース整備 市民のリモートワーク環境整備の推進を図るため、コワーキングスペース等の設置に必要な環境整備を行う事業	・ 設備、備品購入費 ・ インターネット環境整備費	補助率1/2以内 (上限 30万円)

(※)【補助上限額の引上げについて】

「ウェブページ作成・改修」「カタログ・パンフレット作成」「空き店舗活用」において、以下の条件に該当する場合、補助上限額が引き上げられます。

◆ウェブページ作成・改修

市内の事業者ウェブサイトの新規制作・改修を委託した場合、補助上限額が10万円⇒15万円に引き上げられます。

◆カタログ・パンフレット作成

市内の事業者カタログ・パンフレットの作成を委託した場合、補助上限額が5万円⇒10万円に引き上げられます。

◆空き店舗活用

以下のいずれかの条件を満たす場合、補助上限額が20万円⇒30万円に引き上げられます。

- ①市内の事業者補助対象経費の1/2以上の工事を請け負わせる場合
- ②商店会の空き店舗を利用し、その商店会に入会する場合

対 象

- ・ 中小企業者及び小規模企業者であること
- ・ 市内に本社又は事業の用に供する事務所、店舗、工場等を設置し、または当該年度内に設置しようとする者
- ・ 事業支援が必要と茂原商工会議所が認めた者

※必ず補助事業の実施前に申請書を提出してください。

ご注意ください

次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の規定による許可又は届出を要する営業を営む者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (4) 茂原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者のいずれかに該当する者

対象とならない事業

- ◆ 補助金の交付は、年度内において1事業所につき1補助対象事業1回となります。
- ◆ 「展示会出展」は、補助金の交付を受けた年度の翌年度は、同一事業に係る補助金の交付を受けることはできません。
- ◆ 「ウェブページ作成・改修」「カタログ・パンフレット作成」は、補助金の交付を受けた年度の翌年度及び翌々年度は、同一事業に係る補助金の交付を受けることはできません。
- ◆ 「空き店舗活用」「コワーキングスペース整備」は、一度補助金の交付を受けた場合、再度交付を受けることはできません。
- ◆ 茂原市から補助金の交付を受けようとする事業に対して、他の公的助成を受けている又は受ける見込みがある場合、補助金の交付を受けることができません。

5 茂原市創業支援事業

市内で新たに創業しようとする方に、創業に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成します。

創業に係る経費（設備・備品購入費、広報費等）の1/2(上限 30万円)を助成します。

対象要件

- 市内において創業を行う者、または申請時に創業の日から5年を経過しない者
- 創業の日に市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者
- 創業後、中小企業者及び小規模企業者であること
- 茂原市創業支援等事業計画に基づく**特定創業支援等事業（※）**による支援を受けたことの証明書(有効期間内に限る)を交付された方
- 事業支援が必要と茂原商工会議所が認める方
(※) 特定創業支援等事業とは、以下の2つの事業となります。
 - ① 茂原商工会議所が実施する「茂原創業塾」（例年9月～11月に実施）
 - ② 千葉県信用保証協会が実施する「創業スクール」（例年7月頃と1月頃に実施）

※必ず補助事業の実施前に申請書を提出してください。

ご注意ください

次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の規定による許可又は届出を要する営業を営む者
- (3) 他の方が行っていた事業を承継して事業を営む者（休眠会社を用いた場合も含む）
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (5) 茂原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者のいずれかに該当する者
- (6) 創業後に代表者が変更された法人
- (7) この要綱に基づく補助金の交付を受けた翌年度から起算して、5か年度を経過していない個人又は法人、その個人が新たに創業する法人、それら法人の代表者及びその代表者が新たに創業する法人

各補助金提出書類一覧

4.茂原市中小事業者サポート補助金

5.茂原市創業支援補助金

(△については、場合により提出が必要。)

注1：創業済みの場合

注2：法人設立済みの場合

注3：ウェブページ改修の場合

注4：交付申請時に未提出の場合

中小事業者サポート補助金

ウェブページ作成・改修	カタログ・パンフレット作成	展示会出展	インターンシップ受入	研修受講	インバウンド推進	空き店舗活用	コワーキングスペース整備	創業支援補助金
-------------	---------------	-------	------------	------	----------	--------	--------------	---------

交付申請時に必要な書類（※必ず事業着手前に提出し、交付決定を受けてから事業着手してください。）

☐ 補助金交付申請書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 申請者概要書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 補助事業計画書 ※（支援メニューに対応したもの）	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 事業支援計画書（茂原商工会議所作成） ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 収支予算書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 市町村税の全税目に係る直近2か年度の納税証明書又は滞納無証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 見積書等経費の内訳が分かる書類の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人の場合）	△	△	△	△	△	△	△	△注1
☐ 登記事項証明書の写し（法人の場合）	△	△	△	△	△	△	△	△注2
☐ 現在のウェブページの写し	△注3							
☐ 補助事業着手前の施設外観及び内観の写真						○	○	
☐ 賃貸借契約書の写し						○	○	
☐ 特定創業支援等事業を受けたことの証明書								○
☐ 営業許可証の写し （許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）								△

交付決定後、補助事業に着手した時に必要な書類（※着手後、速やかに提出してください。）

☐ 補助事業等着手届 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
-------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

補助事業が完了した時に必要な書類（※完了後、速やかに提出してください。）

☐ 補助事業等完了届 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 補助金等交付決定通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○

補助事業完了後、実績報告時に必要な書類（※完了した日から起算して20日以内に提出してください。）

☐ 補助事業等実績報告書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 収支決算書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 補助事業に係る経費の支払を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 補助事業を実施したことがわかる書類	○	○	○	○	○	○	○	
☐ 作成・改修後のウェブページの写し	○							
☐ 作成したカタログ・パンフレット		○						
☐ 展示会等へ出展したことが分かる書類			○					
☐ インターンシップ受入の事実が分かる書類				○				
☐ 受講した研修の内容が分かる書類					○			
☐ 購入した設備・備品が分かる写真						○	○	○
☐ 補助事業完了後の施設外観及び内観の写真						○	○	
☐ 営業許可証の写し （許認可を必要とする業種に限る。）						△	△	△注4
☐ 商店会団体への加入確認書 ※ （空き店舗活用事業を実施し、商店会に加入する場合に限る。）						△		
☐ 事業所等の賃貸借契約書の写し （補助対象経費に賃料等を含む場合に限る。）								△
☐ 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人の場合）								△注4
☐ 登記事項証明書の写し（法人の場合）								△注4

補助金請求時に必要な書類（※補助金等確定後、速やかに提出してください。）

☐ 交付請求書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○
☐ 補助金等交付決定通知書及び確定通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○

※がついた書類については指定様式があります。市ウェブページからダウンロードできます。

特定創業支援等事業「茂原創業塾」

◆「茂原創業塾」とは

茂原商工会議所が主催する、茂原市内で創業を目指す方を対象に、創業に不可欠な経営、財務、人材育成、販路開拓といった知識を習得していただくための創業支援セミナーです。
創業者の講演聴講や地域経営者との交流を通して、経営の苦労や喜び、経営者の実情などを理解していただきながら、創業へのモチベーションアップをサポートします。
例年9月頃から全8回程度で開催しています。

詳しくは茂原商工会議所へお問い合わせください。

茂原商工会議所 電話：0475-22-3361

特定創業支援等事業「創業スクール」

◆「創業スクール」とは

千葉県信用保証協会が主催し、創業に役立つ知識を講義で身につけながら、グループワークを通じて想いやアイデアを具体的な事業計画にしていく全4日間の講座です。
最終日には創業社長によるトークセッション、受講者によるビジネスプランの発表や交流会を行います。
例年上期（7月頃）と下期（1月頃）の年2回開催しています。

詳しくは千葉県信用保証協会へお問い合わせください。

千葉県信用保証協会創業サポートチーム 電話：043-311-5001

～特定創業支援等事業受講後に受けられる特例～

茂原創業塾と創業スクールは、茂原市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業です。
受講後、支援を受けたことの証明書の交付を受けると、以下の特例が受けられます。

- 株式会社等設立時の登録免許税の軽減
- 創業関連保証の特例
- 日本政策金融公庫の融資において、自己資金要件の撤廃や貸付利率の引き下げ
- 茂原市創業支援補助金の申請が可能

6 先端設備等導入計画の認定

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

支援内容

中小事業者等が、適用期間内に、1.5%以上の賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を「先端設備導入計画」に位置付けて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が、3年間、1/2に軽減されます。
さらに、計画に位置付けた賃上げ方針が3%以上である場合は、5年間にわたって1/4に軽減されます。

対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下表の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格	その他
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

※償却資産として課税されるものに限る。

※太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連設備は対象外。

対象者

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- のいずれかのうち、「先端設備等導入計画」の認定を受けた者

※ 大企業の子会社を除く

ご注意ください

以下の要件に注意してください。

- (1)年平均投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。（市内の支援機関については、次ページをご覧ください。）
- (2)生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
- (3)中古資産でないこと。

市内認定経営革新等支援機関一覧（令和7年2月26日現在）

認定革新等支援機関とは、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を、国が審査し、認定しているものです。

名称・店舗名	種別	住 所	電話番号
茂原商工会議所	商工会議所	茂原市茂原443	0475-22-3361
房総信用組合 本店	金融機関	茂原市高師町1-10-5	0475-22-6111
浅井正隆税理士事務所	税理士	茂原市東部台2-21-16 エンジェルハイツ東部台A棟201号	080-1162-5904
税理士及川事務所	税理士	茂原市下永吉233-1 永吉ビル2階A号室	0475-20-2828
金子厚税理士事務所	税理士	茂原市道表6-5 SNビル2F	0475-23-9573
最首会計事務所	税理士	茂原市八千代2-6-14	0475-20-3561
千葉正巳税理士事務所	税理士	茂原市高師町2-3-6	0475-22-2258
藤井香織税理士事務所	税理士	茂原市六ツ野2931-3	0475-23-0523
古市順一郎税理士事務所	税理士	茂原市渋谷1096-84	0475-25-3331
保泉広道税理士事務所	税理士	茂原市町保10-96 林ビル2F	0475-24-5275
美濃修二税理士事務所	税理士	茂原市大芝401-13	0475-24-1345
深山久子税理士事務所	税理士	茂原市萱場2046-1	0475-36-5553
伊藤俊輔中小企業診断士事務所	中小企業診断士	茂原市茂原1609-6	070-5583-4130

7 茂原市商店街共同施設整備事業等補助金

商店街等の来客者の利便を向上させるために、商工団体が共同で設置する施設等の経費を助成します。

支援内容

- 来客者の利便性の向上を図るための施設、高齢者や障害者が利用しやすい施設、環境保全のための施設、地域コミュニティとの連携を強化するための施設の整備を支援します。
- 商店街に設置された街路灯や駐車場の維持管理を支援します。
- 商店街の店舗が共同で実施する、来客者や売上の増加につながる取り組みを支援します。
- 商店街のにぎわい創出のため、空き店舗の有効活用に向けた取り組みを支援します。

対 象

- ・ 商店街振興組合
- ・ 中小企業協同組合

(1) 共同施設整備事業

内 容	補助率	交付限度額
① 来客者の利便性が向上する施設の整備		
街路灯、アーケード、アーチ、案内板、モニュメント、駐車場、駐輪場、公衆トイレ 等	1/3以内	1,000万円
② 高齢者や障害のある方の利便性が向上する施設の整備		
段差の解消や手摺の取り付け、点字案内板、休憩ベンチ、ゴムチップ舗装、電動車いす、電動カー 等	1/3以内	1,000万円
③ 環境の保全に配慮した施設の整備		
リサイクル施設、植栽、空き缶・ペットボトル回収機、ソーラーシステム、自動発電装置 等	1/3以内	1,000万円
④ 地域コミュニティとの連携を強化する施設の整備		
コミュニティ施設、ポケットパーク 等	1/3以内	1,000万円

(2) 共同施設維持管理事業

内 容	補助率	交付限度額
① 街路灯の維持管理		
電気料	1/4以内	—
修繕料（事業費が10万円を超えるもの）	1/3以内	—
② 駐車場の維持管理		
借地料又は賃借料	1/3以内	1か所あたり200万円

(3) コミュニティー推進事業

内 容	補助率	交付限度額
① ポイントカード等の導入		
カードシステム・顧客管理システム導入のための情報機器等の購入やリース費用、ソフトウェアの開発、研修やマニュアル作成費用	1/3以内	1,000万円
② ミニFM局等の開設		
情報機器等の購入費用やリース、ソフトウェアの開発、研修やマニュアル作成費用	1/3以内	100万円
③ インターネットの利用促進		
情報機器等の購入費用やリース、ソフトウェアの開発、研修やマニュアル作成費用、ホームページ作成費用	1/3以内	100万円
④ 共同宅配設備の導入		
情報機器等の購入費用やリース、ソフトウェアの開発、研修やマニュアル作成費用、配送車両購入費	1/3以内	100万円
⑤ 共通商品券の発行		
情報機器等の購入費用やリース、ソフトウェアの開発、研修やマニュアル作成費用、専用印刷機、専用読み取り機の購入及びリース費用	1/3以内	100万円
⑥ 環境保全の促進		
謝礼金、旅費、事務費、委託費	1/3以内	100万円

(4) にぎわい店舗創出事業

内 容	補助率	交付限度額
① 施設整備事業		
商店街の空き店舗の使用に必要な改築や改修費用	1/3以内	1,000万円
② 家賃補助事業		
商店街の空き店舗の賃借料	1/3以内	150万円
③ 商業コーディネーター活用事業		
商店街の空き店舗の有効活用に向けたアドバイス経費、講師等の謝金・交通費、その他会議開催等の経費	1/3以内	100万円

8 茂原市商工業振興共同事業補助金

経営・技術を向上させるために、商工業団体が共同で実施する事業等の経費を助成します。

支援内容

- 商工業者の経営・技術の改善向上を図るため行う講習会、研究会、先進地視察、機関紙の発行、診断及びこれらを実施するための調査研究等教育情報事業を支援します。
- 共同宣伝、市場調査、消費者参加事業、イベント等共同で行う販売促進事業で地域経済の活性化に寄与する事業を支援します。

対 象

- ・ 商店街振興組合
- ・ 中小企業協同組合

(1) 教育情報事業

内 容	補助率	交付限度額
① 講演会・研修会等の開催		
講演会や研修会等の講師謝礼金	1/2以内	15万円
② 診断事業		
経営診断に要する委託料、印刷製本費	1/2以内	50万円
③ 研修視察事業		
視察や研修のための交通費や借上料 (ただし参加対象者の1/3以上が参加するもの)	1/2以内	宿泊あり15万円 宿泊なし10万円 〔ただし1人あたり 5千円を上限とする〕
④ 調査研究事業		
調査のための賃金、印刷製本費、指導者への謝礼金	1/3以内	30万円
⑤ 機関紙・情報紙の発行		
機関紙・情報紙を発行する印刷製本費	1/3以内	10万円
⑥ その他の教育情報事業		
特に必要と認める経費	1/3以内	必要と認める額

(2) 共同販売促進事業

内 容	補助率	交付限度額
① 共同宣伝事業		
(売り出しなどの宣伝を除いた)イメージアップのための 宣伝事業などに要する経費	1/3以内	必要と認める額
② 市場調査事業等		
調査のための賃金、印刷製本費、指導者への謝礼金	1/3以内	必要と認める額
③ 消費者参加事業		
消費者参加型の事業(消費者モニター、優良店コンクール など)に要する経費	1/2以内	必要と認める額
④ イベント事業		
地域の活性化に向け、他のモデルとなる事業に要する経費	1/2以内	必要と認める額
⑤ その他の販売促進事業		
特に必要と認める経費	1/3以内	必要と認める額

9 茂原市企業立地奨励金

新規企業の立地や既存企業の事業規模拡大を、手厚い優遇措置により支援します。

支援内容

事業所	指定区域	適用基準		措置範囲		適用期間
		投下固定資産総額	新規正規雇用者数	固定資産税相当額の割合	交付限度額	
工場・研究所 事務所 など	工業地域 準工業地域	3億円以上	30人以上	90%	年 5千万円 (総額 1億5千万円)	3年間
		50億円以上	50人以上	85%	年 1億円 (総額 4億円)	4年間
		200億円以上	100人以上	80%	年 1億4千万円 (総額 7億円)	5年間
		700億円以上	300人以上	75%	年 2億円 (総額 10億円)	5年間
	農産地域	事業所の新設 2億円以上	30人以上	100%	年 2億円 (総額 6億円)	3年間
		事業所の移転・増設 5千万円以上	15人以上	100%	年 1億円 (総額 3億円)	3年間

対 象

- 指定区域内に事業所を新設する事業者
- 指定区域内に事業所を所有しており、既存の事業所を増設する事業者

ご注意ください

申請につきましては、必ず事前にご相談ください。

10 茂原市雇用促進奨励金

市内居住者の雇用を促進します。

支援内容

[市内に住所を有する]新規正規雇用者
1人につき10万円(上限 1,000万円)

対 象

企業立地奨励金の交付決定を受けた指定事業者

ご注意ください

新規正規雇用者とは、事業所の新設等に伴い、当該事業所の操業開始日の6か月前から操業開始日まで
に新たに雇用された正規雇用者です。申請につきましては、必ず事前にご相談ください。

○公益財団法人 千葉県産業振興センター

地域企業のニーズに応えた各種事業を実施し、元気な企業の創出と発展をサポートしています。

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日をのぞく)9時～12時、13時～17時

電話：043-299-2901(代表)

◆チャレンジ企業支援センター 電話：043-299-2907

創業予定者や中小企業者等からの様々な経営相談に対しての窓口相談、実践的なセミナーの開催、専門的知識や経験を有する各種専門家を中小企業に派遣して、課題の解決を支援します。

◆千葉県よろず支援拠点 電話：043-299-2921

専門知識を有するコーディネーター等が、多岐にわたる中小企業、小規模事業者の相談に応じ、経営課題を分析し、課題解決に最適な手法を選択して支援を行います。

○茂原商工会議所

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日をのぞく)9時～17時

電話：0475-22-3361

「地域すべての商工業のバランスの取れた発達を図る」という目的のもと、公共性の高い団体として営利や特定者の利益を目的とせず、地域商工業発展のため、経営全般に係る各種相談、創業支援等に取り組んでいます。

メモ

[illegible]

商工振興支援施策ガイドブック

発行日 令和7年4月25日

編集・発行 茂原市経済環境部商工観光課

電話 0475-20-1528

FAX 0475-20-1604